

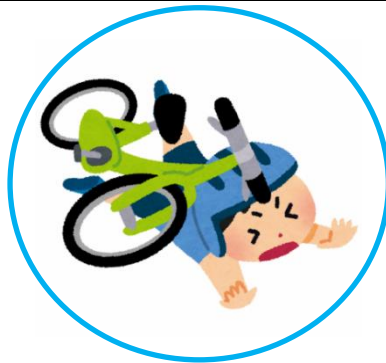
団体割引15%適用
パンフレット兼重要事項説明書

交通事故傷害保険のご案内

交通事故傷害保険＋賠償責任補償特約(国内のみ示談交渉サービス付)

今回ご案内の「交通事故傷害保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内の契約は前年度の被保険者（保険の補償を受けられる方）数が500名以上であったことにより、15%の団体割引を適用しています。

今年度の被保険者数が500名に達しなかった場合は翌年度の保険料が変更となります。



今回ご案内する交通事故傷害保険の制度は

名糖運輸株式会社を保険契約者、名糖運輸グループの社員およびご家族のみなさまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体契約です。（名糖運輸グループの社員およびご家族のみなさま方以外はこの制度に加入することができません。）

名糖運輸株式会社は、名糖運輸グループの社員のみみなさまに本制度をご案内し、加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて引受保険会社（共栄火災海上保険株式会社）との間で保険契約を締結いたします。

団体を退職などで離脱される場合には、この団体契約からも脱退の手続きが必要となります。脱退後、他の保険契約にご加入される場合は、保険料および払込方法などが変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

保険期間	2023年8月1日から 2024年8月1日(午後4時)まで 1年間
募集期間	2023年6月23日(金曜日)から 2023年7月7日(金曜日)まで 保険期間が開始した後の中途加入も受け付けています。
加入者(被保険者)	名糖運輸グループの社員ご本人だけでなくご家族のみなさま*も被保険者としてご加入いただくことができます。 ※社員ご本人の配偶者・子供・両親・兄弟・姉妹、および社員ご本人と同居している親族を被保険者としてご加入いただくことができます。
保険料お支払方法	ご加入される契約プランの保険料は、 2023年10月に支払われる給与より毎月引き落とします。(月払)
ご加入手続き (加入依頼書提出先)	所定の加入依頼書に必要事項をご記入いただき、フルネームご署名のうえ、 2023年7月7日(金曜日)までにご提出ください。 ※なお、すでにご加入の皆様については、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、前年と同じ内容での自動継続の取扱いとさせていただきます。

■ご契約プラン 交通事故傷害保険(賠償責任補償特約付帯)

各プランの補償の対象は「ご本人」おひとりとなります。

(保険期間1年、1名につき)

補償内容		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン
保険金額	死亡・後遺障害	60万円	50万円	70万円	100万円	70万円
	入院保険金日額	—	1,500円	2,100円	3,000円	2,100円
	通院保険金日額	—	700円	1,400円	2,000円	1,600円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	—
月払保険料		90円	200円	300円	400円	250円

※ Eプランでは賠償責任は補償されません。

■こんなとき保険金をお支払いします

傷害事故例(死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外を問わず、交通事故または乗物火災等、下記のような事故により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

◆すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

乗物によるケガ



駅の改札口から入ってから出までのケガ※



乗物の火災によるケガ



乗物にはねられたときのケガ

乗物に乗っているときのケガ※

ホームの階段で転んでケガをした。

バスの火災でケガをした。

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。

賠償責任事故例(特約 ※国内のみ示談交渉サービス付)

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまいました。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



飼犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレイヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

<示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限ります。
- 賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

被保険者について

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人* ¹	配偶者	その他のご親族* ²
交通事故傷害保険	○	—	—
賠償責任補償特約* ³	○	○	○

*1…加入者証記載の被保険者(本人)の方をいいます。

*2…ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3…被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

「同居」となる場合の例	「同居」とならない場合の例
<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合 病院に一時的に入院されている場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 単身赴任、海外赴任している場合 介護施設に永続的に入所されている場合 など

補償重複について

「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。

(注)確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

■詳しい補償内容

傷害保険金のお支払いについて^{※1}

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ご加入者の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ^{※5} ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積みみ作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見^(注)のないもの
後遺障害保険金	交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術 ^{※4} を受けた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 ^(注) に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金	交通事故等 ^{※2} によりケガ ^{※3} をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^{※6} を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等 ^{※7} を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

※1 この保険は保険期間中の交通事故等によるケガを補償の対象とする商品です。病気は補償の対象となりません。

※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故

- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故^(注)
- 乗客として駅などの乗降場構内の改札口を入れてから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故^(注)
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

※3 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※4 対象となる手術は以下の①・②とします。

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(注)「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○ 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○ 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○ 外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

この保険においては「乗物」としてお取り扱いしないものがあります(スケートボード、キックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災営業店までお問い合わせください。

賠償責任保険金(賠償事故解決特約付帯)のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>○ 被保険者*(保険の補償を受けられる方)本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>○ 被保険者*の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>* 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。</p>	<p>損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額</p> <p>(注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。</p> <p>(注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この保険契約の支払責任額 <p>② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 <div data-bbox="582 1355 1021 1556" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ </div> <p>(注4) 訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご加入者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ● 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任^{※5} ● 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になりません。) ● 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ● 他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>



- この書面では、**交通事故傷害保険**に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットに記載の内容をご参照ください。なお、主な約款は共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) に掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります）。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体（ご契約者）が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体（ご契約者）から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^{（注）}

（注）1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	積立家族傷害保険 賠償責任補償特約

(7) 保険金額の設定等 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ c. にご確認ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間は原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(2) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

ご加入いただく前にご確認いただきたい事項

ご加入内容の確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

- この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。
ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - 保険金額（契約プラン）
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
- 加入依頼書に記載された被保険者（本人）の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。
- 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務(ご加入時に共栄火災に重要な事項を申し出いただく義務)

ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となります。

2 死亡保険金の受取人

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご加入いただいた後におけるご注意事項

ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

■このご案内は傷害保険の概要を説明したものです。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

■保険約款につきましては、共栄火災ホームページからご覧いただけます。

[https:// yakkan.kyoeikasai.co.jp/](https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/)

■ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容をご加入者よりご説明
いただきますようお願い申し上げます。



指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

受付時間: 平日 午前 9:15~午後 5:00

ナビダイヤル
通話料有料

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料
無料

受付時間: 平日 午前 9:00~午後 6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

お問い合わせ先

[取扱代理店]

 株式会社C&Fサポートサービス

〒180-0006
東京都新宿区若松町 33-8 アール・ビル新宿 2F
TEL: 03-5291-8114
担当: 兼平・岸川
受付時間: 9:00~18:00

[引受保険会社]

共栄火災海上保険株式会社
本店営業部 営業第二課

〒105-8604
東京都港区新橋 1 丁目 18 番 6 号
TEL: 03-3504-0827
営業時間: 9:00~16:45
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>